

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 31 日現在

機関番号：16201

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2015

課題番号：24730084

研究課題名(和文)夫婦財産制の基礎的研究～婚姻形態の多様化に着目した比較法研究

研究課題名(英文) Fundamental and Preliminary Studies on the matrimonial property regime : a comparative view

研究代表者

松久 和彦 (Matsuhisa, Kazuhiko)

香川大学・法務研究科・准教授

研究者番号：90550426

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究において、ドイツ及びヨーロッパにおける夫婦財産制の議論を検討することによって、婚姻共同生活の経済的基盤を支える法制度の充実、夫婦財産の清算での公平性の確保に努めていることを明らかにした。そして、多くの国々が、夫婦の財産関係に関するルールを通じて、法的及び実際の生活においても実質的な男女平等の実現に貢献していることを明らかにした。日本の夫婦財産制を検討する上で、ドイツ及びヨーロッパの動向は参照に値し、さらに検討する必要があることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：This study has examined the law system regarding the property relations between spouses in Germany and other European countries. It became clear by this comparative analysis that, firstly, the law in vast majority of the European countries contains distinct rules concerning the general legal effects of marriage (protection of the family home, mutual duty of information etc). Secondly, these countries have appropriate rules relating to matrimonial property regimes, in particular by granting to former spouse the right to obtain a fair share of the property of the other. Thirdly, the law regarding the property relations between spouses in these countries has made to contribute a substantial equality between spouses in law and in practice. Then, I come to feel the necessity of considering the matrimonial property system in Japanese law with a particular focus on the European countries.

研究分野：民事法学

キーワード：夫婦財産制 ドイツ ヨーロッパ

1. 研究開始当初の背景

夫婦財産制をめぐることは、国内では、以下のような状況及び先行研究が見られていた。

戦後、性別役割分業の固定化によって、妻は家事・育児を担う専業主婦であることが平均的な家族像として定着した。婚姻中はあまり不都合はないが、離婚の場合には、家事・育児に従事している専業主婦には現実的に財産が帰属せず、実質的な不平等が生じることとなる。そこで、これまでの議論は、この不平等を解決するものとして、離婚の際の財産分与(民法768条)を位置付けてきた。さらに、財産分与では、夫婦財産の清算を中心にして、その対象となる財産範囲を拡大し、また分配基準を2分の1とすることによって、専業主婦の財産権の保護を図ってきた。

女性の雇用拡大や男女共同参画といった政策的な後押しによって、共稼ぎ婚が増大することが考えられる。多様化する婚姻形態、夫婦財産の形態に応じた夫婦財産制を確立する必要があり、新たな夫婦の財産関係のあり方を検討することを考えた。そこで、専業主婦を念頭に制度設計され、日本より先に婚姻形態の多様化に対応したドイツの夫婦財産制に着目し、分析することとした。

これまでドイツの夫婦財産制については、とりわけ本沢巳代子教授(本沢巳代子『離婚給付の研究』(一粒社、1998年))や山口純夫教授(山口純夫「西ドイツにおける夫婦財産制の展開(1)~(4)」甲南法学14巻3・4号(1974年)91頁以下)の業績があった。しかしこれまでの論考の多くは、ドイツの夫婦財産制の理念や制度内容・立法経過を論ずるものであり、専業主婦である妻の財産権を最大限保護する一つの理想形として紹介するものであった。その他の国の比較法研究も制定過程や制度の概要の紹介、分析にとどまり、直接的な日本法への導入の検討まではなされていなかった。また、夫婦の合意による自律的な財産関係に関する研究や実態調査はほとんどなされていない。それは、これまで日本では専業主婦が大多数であり、現実問題として専業主婦を保護することが要請されていたためと考える。

研究開始当初は、婚姻形態の多様化に対応する法定夫婦財産制の議論の分析、夫婦の合意等による夫婦の自律的な財産関係の可能性と夫婦の対等性の確保に関する議論の分析、夫婦の財産関係に関する実態調査、

ドイツの議論や実態に影響を与える、ヨーロッパ家族法における夫婦の財産関係に関する議論の分析を行うこととしていた。これらの分析を通じて、共稼ぎ婚の増加などによる婚姻形態の多様化に着目し、ドイツやヨーロッパ諸国で夫婦財産制に関して生じている問題点を抽出し、判例・学説・公証実務などの対応を検討する業績はこれまで存在しなかった。そこで、この点に取り組もうとしたのが本研究である。

2. 研究の目的

以上を背景として、本研究では、社会状況の変化に対して、制度や運用の転換を行ったドイツ法を参照に、ヨーロッパの現状に着目しつつ、夫婦の財産関係に関する問題点を抽出し検討する。夫婦の生活実態やライフスタイルの選択と法目的・社会的な制度として男女の実質的な平等の実現とを調和する夫婦の財産関係を構築することを目指し、その基礎的研究を行うことを目的とした。

3. 研究の方法

上記研究目的を達成するために、ドイツの体系書における夫婦財産制に関する記述ならびに日本における夫婦の財産関係に関する記述の分析、また両国の裁判例の分析、ドイツにおける夫婦財産契約ならびに夫婦の合意の法文上の位置づけを明らかにし、法文解釈の状況を明確にするために、これらに関する文献・裁判例の分析、ヨーロッパ家族法の展開を踏まえ、ヨーロッパにおける夫婦の財産関係に関する議論状況を考察し、ドイツ法への理論的な影響や法実務への影響を分析、を順序立てて行うこととした。これらの結果を踏まえ、法実務における現状と夫婦の財産関係に関する通俗的な理解に接近するために、ドイツの弁護士・公証人へのインタビューを通じた現地での実態調査を行い、夫婦財産制の全体像を描き出す作業を行うこととしていた。

4. 研究成果

(1)平成24年度の研究成果について

平成24年度は、上記3・を中心にして研究に取り組んだ。ドイツの法定財産制である付加利得共通制に関する判例・学説の状況について、調査・研究することを目指した。この点に関する重要判例や教科書、コンメンタール等の読み込みを行った。また国内に所蔵されていない資料については、インターネット等を通じて入手するように努め、相当数の資料を入手することができた。本研究にとっては、重要な資料となった。この点に関する問題提起、議論は、第67回ドイツ法曹大会においてもテーマとして挙げられたものであり、当大会での議論状況とその背景について考察することができた。この研究成果は、後述5における〔雑誌論文〕の が該当する。

(2)平成25~27年度の研究成果について

研究期間内に、ヨーロッパでの統一家族法に向けた新たな動きが見られたことから、上記3・を中心にして検討を行った。1つは、欧州家族法委員会(CEFL)の活動がある。CEFLは、比較法研究を通じて、ヨーロッパ家族法としてふさわしい「ヨーロッパ家族法原則」を提示することを目的とする。2013年に、CEFLは、夫婦財産制に関する原則及び審議資料を公表した。さらに、ドイツ・フランスでは、2国間に共通する夫婦財産制を

導入する「選択的付加利得共通制に関するドイツ連邦共和国とフランス共和国との間の2010年2月14日の条約」(以下、「二国間条約」)が2012年に施行された。これらの制度の概要と議論状況についての分析を優先して行った。

研究の成果は、後述5における〔雑誌論文〕
・ ・ ・ に該当する。研究成果の公表前には、シンポジウムにおいて報告を行い(後述5〔学会発表〕
・ に該当)その準備会として、2013年7月・9月、2014年7月・9月に研究会を行い、そこで報告をし、議論・検討を行った。

このような検討・議論から、以下のことが明らかになった。

ア:婚姻の一般的効力(基礎的財産制)の充実

CEFLは、夫婦財産制を3つの部分に分けて構成している。第1章「夫婦の一般的権利および義務」、第2章「法定財産制」、第3章「夫婦財産契約」である。第1章は、夫婦財産制の総則として配置され、夫婦財産制のいかにかわらず、全ての夫婦に適用される共通の規定となっている。

第1章には、夫婦の主体性、家族の必要への寄与、居住用不動産・家財道具の保護、夫婦間の代理、情報提供義務、契約自由の原則を設けている。とりわけ、では、夫婦の連帯性に基づいて、家族の必要に寄与し、相互に家族のケアをする義務を負うことを定めている(原則4条)。夫婦がそれぞれの能力や資格に応じて、婚姻費用や互いの個人的なニーズ、家事や子どもの養育に貢献することを要求する。ヨーロッパの多くの国では、家族の必要のための債務(日常家事債務)について、これを連帯責任とするが、CEFLはこれを否定している。その理由として、連帯責任を負わせることは、専業主婦の場合にのみ正当性があり、債権者を有利に扱う根拠はないとしている。日常家事であるから常に夫婦に代理権があるとはしていない点に特徴がある。では、居住用不動産・家財道具に関するあらゆる処分行為に他方の同意を必要とする。離婚時には、子どもの利益、養育環境の保障を重視して居住用不動産を分配する(原則30・56条)。は、において、夫婦が家族の必要に寄与する際に、夫婦が互いの経済的状況を十分に知らない限り、公平な分担を達成することができないこと、また経済的状況を適切に知ること、婚姻中または離婚時の権利行使を保障することを目的としている。なお、第1章は、夫婦財産制の総則として配置され、夫婦財産制のいかにかわらず、全ての夫婦に適用される共通の規定であり、夫婦の合意によって排除することはできない。

二国間条約も上記、
、
に関する規定を設けており、強行規定としている(条約3条3項)。夫婦の一方の家財道具および婚姻住居に関する法律行為は、他方の同意のない

ときは、効力を生じない(条約5条1項)。住居の所有者であり、その住居を婚姻住居として提供している夫婦の一方は、他方の同意なしに、住居を有効に処分することができないことになる。この規定は、フランス民法(以下、「CC」)における婚姻住居の保護に関する規定(CC215条)と同様であり、ドイツ民法(以下、「BGB」)における保護(BGB1365、1369条)よりも包括的な保護を目的としている。

条約6条は、家政執行に関する行為および子どもの必需品についての責任規定を定めている。夫婦の一方は単独でこのような契約を締結することができ、それによって他方は連帯債務を負うとする。本規定は、CC220条を基に修正したものとされている。他方で、夫婦財産制に関連しない一般的・包括的な連帯責任を認めることは、債権者に単に2人目の債務者を用意するだけであり、夫婦の自律がますます要求されている中で、強行規定とする必要があるのか改めて検討する必要があるのではないかと指摘するものもある。条約16条は、夫婦財産制終了時の財産状態の情報提供を義務づけている。

このように、ヨーロッパでは、婚姻の一般的効力として、婚姻共同生活の基盤を支える法制度を多く設けていることがわかった。

イ:財産の帰属・管理と夫婦財産の清算

財産の帰属・管理および清算について、CEFLは、法定財産制として、所得参与制と所得共有制を採用する。ヨーロッパにおける共有制と別産制の伝統に配慮し、いずれかを採用することを勧めている。

所得参与制では、清算請求権(参与債権)を算出する上で、夫婦それぞれが所得参与制終了時(離婚の場合は、離婚申立時)に所有する財産を所得と留保財産とに区別し、所得のみを清算の対象とする所得には原則として婚姻中に取得した財産が含まれ(原則18条)、清算の対象とならない財産は留保財産とする(原則19条)。参与債権は、所得実額の差額を先に算出して、その差額の2分の1を参与債権として所得実額が少ない方に付与する方法で清算を実現する(原則31条)。

二国間条約の選択的付加利得共通制は、ドイツ法の法定財産制である付加利得共通制を基に制度設計されている。ドイツ法では清算の際には、まず夫婦それぞれが婚姻時に有していた財産(当初財産)を確定する(BGB1374条)。次に夫婦財産制終了(離婚申立)時に有している財産(終局財産)を確定する(BGB1375条)。そして婚姻中にそれぞれがどれだけの財産を取得したのか、終局財産から当初財産を控除して付加利得を算出し(BGB1373条)、それぞれの付加利得を比較する。より多くの剰余を取得した一方から、他方に対して、付加利得の差額の2分の1の清算請求権を与えることで、夫婦財産の清算を実現する(BGB1378条)。当初財産は、計算上マイナスとなっても、そのまま清算請

求権の算定に用いる。

選択的付加利得共通制でも同様に算定を行うが、ドイツ法との違いとして、清算対象とならない当初財産について、婚姻中に取得した慰謝料請求権が加えられている(条約8条)。また、財産の種類に応じて、評価時点を設け、不動産等については夫婦財産制終了時を評価時点としている(条約9条)。この規定の背景にあるのは、多くの夫婦にとって不動産が清算対象となる財産の中で大きな位置を占め、不動産の価値増加分について、夫婦の寄与・協力のない部分は清算の対象から除外するべきであるとの考慮である。

このように、財産分与における「2分の1ルール」も妻の財産権を保護する議論の中で実現したものであるが、同時に法的効果の予見可能性も実現したものといえる。

(3)今後の展望

夫婦財産制に関する論説は、これまで数少なく、またドイツ法を全体的に考察するものやヨーロッパの動向を検討するものも近年見られないので、意義があるものといえる。

他方で、当初計画していた、上記3・及びについては、資料を集めたものの、十分に活かすことができなかった。ドイツでの法定財産制の理論的基礎に関する総論的考察に関する論説や職業活動と家事労働に同等の価値を認めるとする、付加利得共通制における夫婦財産の清算の根拠に関する論説、さらに夫婦財産契約に関する数多くの論説が見られる。上記3・についても、ヨーロッパの状況を踏まえ検討したいと思う。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計5件)

松久和彦、ヨーロッパ共通原則(CEFL報告書)、戸籍時報723号、査読無、2015年、6頁-13頁

松久和彦、ヨーロッパにおける家族法の調和の試み~ドイツとフランスの夫婦財産制に関する条約の紹介~、香川法学34巻1・2号、査読無、2014年、1頁-41頁

松久和彦、比較夫婦財産法~ヨーロッパを中心に~、戸籍時報709号、査読無、2014年、17頁-26頁

松久和彦、婚姻解消と夫婦財産の清算~第67回ドイツ法曹大会を中心に~、香川大学法学会編『現代における法と政治の探究』(成文堂) 査読無、2012年、231頁-257頁

松久和彦、ヨーロッパにおける夫婦財産制の動向について~ヨーロッパ家族法委員会(CEFL)の活動の紹介~、田井義信編『民法の現在と近未来』(法律文化社) 査読無、2012年、272頁-286頁

[学会発表](計3件)

松久和彦、「ヨーロッパ共通原則(CEFL報告書)」、家族法改正研究会第8回シンポジウム、2014年11月30日、早稲田大学(東京都新宿区)

松久和彦、日本における相続法制の改正検討について、台日家族法・国際私法研究会第1回シンポジウム、2014年3月1日、静宜大学(台湾・台中市)

松久和彦、比較夫婦財産法~ヨーロッパを中心に~、家族法改正研究会第6回シンポジウム、2013年11月17日、早稲田大学(東京都新宿区)

6. 研究組織

(1)研究代表者

松久 和彦 (Matsuhisa Kazuhiko)

香川大学・法務研究科・准教授

研究者番号：90550426